

阿蘇クリスマス・バルーンフェスティバル ☆ASO1グランプリ！2008出場者大募集！



ステージで、コント、パフォーマンス、ダンスなど、あなたのもち芸を思う存分披露してフェスティバルの会場を盛り上げてください！
一番観客を盛り上げてくれた方には、なんと優勝賞金10万円！が贈られます。2、3位にも賞金があります。どしどしご応募ください！

日程：予選 2008年12月20日(土)
決勝 12月21日(日)
時間：予選 PM13:00～17:00の間。
決勝 上位3組で21日(日)PM15:00～17:00開催
場所：ふれあい水辺公園(内牧遊水池)
募集数：15組(先着順に受付、募集定員になり次第締め切り)
受付期間：11月末日まで
賞金：優勝10万円、2位2万円、3位1万円
採点方法：主催者側の審査員複数名により、当日の発表内容、割り当て時間の厳守、会場の雰囲気づくり、クリスマスらしい演出、この4点の総合評価にて順位を決めます。各出演者の持ち時間は15分となります。これは、準備、片付けも含めた時間となります。
※マイク(1本)、アンプ(スピーカー)1つは実行委員会にて準備します。

申し込み・問い合わせ先

阿蘇クリスマス・バルーン
フェスティバル

ステージ担当：吉澤
(阿蘇ライダーハウス)

☎090-9063-5766

メール：

aso@aso-domannaka.com

国民年金 お知らせ

国民年金保険料を支払われた方へ社会
保険料控除証明書が発行されます。

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、税の申告をする際、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。このため、国民年金保険料を納付された方には下記の期間に、「社会保険料控除証明書」が社会保険庁から送付されますので、年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管してください。

納付対象期間⇒平成20年1月1日から9月30日
までに納付した保険料

証明書送付月⇒平成20年11月

〈問い合わせ先〉

控除証明書ダイヤル ☎0570-070-117
熊本東社会保険事務所 ☎096-367-8144

<Q&A>

Q. 社会保険料控除証明書とはどのような方がどのようなときに必要なのですか。

A. 今年所得のあるすべての方が必要になります。今年納めた国民年金保険料の全額が確定申告時において控除の対象となりますので、該当される方は確定申告のときまで大切に保管をしておいてください。

Q. 「社会保険料控除証明書」に記載されている月分の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか。

A. 今年度分として申告できます。「社会保険料控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず添付する必要があります。

Q. 家族の保険料を納付した場合も申告することができますか。

A. 世帯主または配偶者としてご家族の保険料を納付した場合は、納付した方が申告することができます。

Q. 今年に入って国民年金に加入し10月から保険料を払い始めましたが、そうした場合控除証明書は発行されますか。

A. 平成21年2月に10月1日から12月31までに納付した保険料分の控除証明書が送付されます。